

ただいま提出いたしました議案について申し上げます。その前に、新型コロナウイルス感染症に対する現在の対応等につきまして、ご報告させていただきます。

去る3月5日、本県におきまして、初めて感染された患者が確認されたところでございます。現在、健康観察および行動の確認などの積極的疫学調査を行っているところでございます。

全国におきましても、武漢からのチャーター便帰国者やクルーズ船の乗客等を含めると、検査で陽性と判定された方が1,300名以上確認されており、その猛威は未だ衰えておりません。

県におきましては、県民の皆様の不安に寄り添い、健康を守るため、24時間体制での相談対応、検査・治療についての万全な体制の構築や、県内企業の資金繰りへの支援など、全庁を挙げて対応しているところでございます。

加えて、県内のイベントの中止・延期、県立施設の休館など、感染拡大の防止に努めているところでございますが、これらの取り扱いにつきましては、先ほど開催いたしました新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、原則として3月24日頃まで継続することとしたところでございます。

なお、感染防止対策に万全の対応がとれると判断できる場合につきましては、イベントの開催や、施設の開館等について、柔軟に検討していきたいと考えております。

また、県内小中学校・高等学校等につきましては、現在、休業の措置を行っているところでございますが、これに伴う子どもたちの居場所の確保のほか、子どもたちが室内でも楽しんで過ごしてもらえようなプ

プログラム「コロナに負けないぞ!!子ども応援プロジェクト」を展開していくこととしたところでございます。

今後とも、政府と足並みをそろえて、感染防止対策や経済への影響軽減対策などに、万全の態勢で臨むこととしており、必要に応じて予算も含めた機動的な対応を講じていく所存でございますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、上程議案についてご説明申し上げます。

今回、追加して提出いたしました案件は、予算案件が 17 件、条例案件が 3 件、その他の案件が 8 件の計 28 件でございます。

はじめに予算案件でございます。

議第 57 号は、一般会計の補正予算でございます。年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づく所要の調整に併せて、先ほど申し上げました新型コロナウイルス対策に係る経費について、現時点で所要額が見込める経費について、計上したものでございます。

歳入歳出予算といたしましては、200 億 5,972 万 2 千円を減額し、補正後の額を 5,496 億 7,181 万 6 千円としようとするものでございます。

また併せまして、債務負担行為ならびに地方債について、所要の補正を行おうとするものでございます。

議第 58 号から議第 68 号までは、11 の特別会計に係る補正予算、

議第 69 号から議第 73 号までは、5 つの企業会計に係る補正予算でございまして、

それぞれ事業の進捗などに伴い、所要の補正を行おうとするものでございます。

続きまして、条例案件でございます。

議第 74 号は、地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 75 号は、家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 76 号は、滋賀県立琵琶湖漕艇場について、再整備事業の実施により、新施設を供用すること等に伴い、必要な規定の整備を行うため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

議第 77 号からはその他の案件でございます。

議第 77 号から議第 79 号までは、金亀公園の第一種陸上競技場の各種工事に係る契約の締結について、

議第 80 号は、平成 27 年 9 月に成人病センターで C T 検査を行った際の画像診断報告書の確認不足から、診断の遅れを招き、適切な治療機会を逸した医療事故に係る損害賠償の額を定めることについて、

議第 81 号から議第 83 号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、年度内の執行状況等に基づき、関係市町に負担いただく金額を

定めることについて、

議第 84 号は、滋賀県立琵琶湖漕艇場の指定管理者の指定について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきますよう、
お願い申し上げます。